資料４

多摩市手話言語条例素案新旧対照表

修正前	修正後
（前文）	（前文）
手話は、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語である。障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）及び障害者の権利に関する条約（平成２６年条約第１号）においても、言語として位置づけられている。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図るために、また、文化を創造するために受け継がれてきた言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなくてはならない。 しかしながら、かつては、手話は一つの言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。 多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指している。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策の推進を図り、**ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共**	手話は、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語である。障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）及び障害者の権利に関する条約（平成２６年条約第１号）においても、言語として位置づけられている。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図るために、また、文化を創造するために受け継がれてきた言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなくてはならない。 しかしながら、かつては、手話は一つの言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。 多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指している。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策の推進を図り、**聞こえないことが社会の障壁にはならないという理解のもと、ろう者とろう者以外の者が互いに尊**

資料４

修正前	修正後
生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。	重しあい、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。
（目的）	（目的）
第１条　この条例は、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境に必要な施策の推進、基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者、聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにするとともに、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。	第１条　この条例は、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境に必要な施策の推進、基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者、聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにすることで、ろう者の人権を守り、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。
（基本理念）	（基本理念）
第３条　第１条に規定する社会の実現は、次に掲げる理念を基本として、推進するものとする。 (1)　手話が言語であることはもとより、独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識のもと、音声言語と同等に扱い、その理解と普及を図り、手話を使用しやすい環境の整備を行う。 (2)　ろう者は、手話による意思疎通を自ら選択することで、表現及び意志の自由についての権利を有し、その権利は尊重されなければならない。	第３条　第１条に規定する社会の実現は、次に掲げる理念を基本として、推進するものとする。 (1)　手話が言語であることはもとより、独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識のもと、音声言語と同等に扱わなければならない。 (2)　手話に対する理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境の整備は、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であることに基づいて実施されなければならない。 (3)　ろう者が、手話による意思疎通を自ら選択する権利は尊重されなければならない。

資料４

修正前	修正後
（施策の推進）	（施策の推進）
第８条　市は、第１条の目的を達成するための施策を推進するために必要な措置を講ずるものとする。 ２　施策の推進は、以下に掲げる事項に則り、手話に関するＩＴ技術の発展及び社会実装の動向を踏まえながら進めるものとする。 ⑴手話に対する理解の促進及び普及に関すること。 ⑵手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大に関すること。 ⑶ろう者が手話を使用しやすい環境の構築に関すること。 **⑷手話を学ぶ機会の確保に関すること。** **⑸手話通訳者の確保及び活動環境の充実に関すること。** ⑹災害時における、ろう者に対する情報保障に関すること。 ⑺全各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項。	第８条　市は、第１条の目的を達成するための施策を推進するために必要な措置を講ずるものとする。 ２　施策の推進は、以下に掲げる事項に則り、手話に関するＩＴ技術の発展及び社会実装の動向を踏まえながら進めるものとする。 ⑴手話に対する理解の促進及び普及に関すること。 ⑵手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大に関すること。 ⑶ろう者が手話を使用しやすい環境の構築に関すること。 **⑷全ての市民が手話を学ぶ機会の確保に関すること。** **⑸手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実に関すること。** ⑹災害時における、ろう者に対する情報保障に関すること。 ⑺全各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項。